

東京都告示第1478号

東京における自然の保護と回復に関する条例(平成12年東京都条例第216号。以下「条例」という。)第17条第1項第5号の規定により指定した緑地保全地域について、区域を変更し、併せてその保全計画を変更したので、同条第10項において準用する同条第7項及び条例第18条第4項において準用する同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年10月26日

東京都知事 石原 慎太郎

1 保全地域の区域の変更

(1) 区域を変更する保全地域 立川<sup>がい</sup>崖線緑地保全地域

(2) 変更の内容 区域の拡張

(3) 位置 立川市の立川<sup>がい</sup>崖線上の地域

(4) 拡張する区域 別表及び別図に示す区域

(5) 拡張する面積 832.74m<sup>2</sup>

(既指定地面積 27,181.65m<sup>2</sup>、変更後の面積 28,014.39m<sup>2</sup>)

2 保全計画の変更の概要

(1) 自然の概況及び特質

当該地は、立川<sup>がい</sup>崖線の<sup>がけ</sup>崖斜面及び<sup>がけ</sup>崖斜面上部の平坦地からなる樹林である。

<sup>がけ</sup>崖斜面は、ケヤキやシラカシを主体とする樹林で、低木層にはヤブツバキやアオキなどが生育する。

<sup>がけ</sup>崖斜面上部の平坦地は、ウラシマソウやカントウタンポポなどが自生する草地となっている。

また当該地は、立川市が管轄する立川公園と隣接し、<sup>がい</sup>崖線下には玉川上水からの分水である柴崎分水が流れている。

(2) 自然の保護と回復のための方針

多摩川によってつくられた<sup>がい</sup>崖線と、それと一体となった樹林地、湧水地等を保全する。

(3) 自然の保護と回復のための規制に関する事項

条例第24条の規定に基づき、建築物その他工作物の新築、改築、増築、土地の形質の変更、土石の採取、木竹の伐採などの規制を行う。

(4) 植生管理に関する事項

ア <sup>がけ</sup>崖斜面のシラカシ群集ケヤキ亜群集は、常緑広葉自然林を目標植生とし、原則として現状を保全する。管理はシュロやツル植物等の選択的除伐と、危険防止のための落枝や枯損木処理程度にとどめる。

イ <sup>がけ</sup>崖斜面上部の造成地、人為裸地は、二次草地を目標植生とし、原則として草本群落を維持する。林内を保護するため、必要に応じて林縁に低木等を植栽する。

(5) 施設に関する事項

区域界標や案内板などの標識、その他これに類する施設を必要に応じて設ける。

(6) 保全地域の活用その他の運営に関する事項

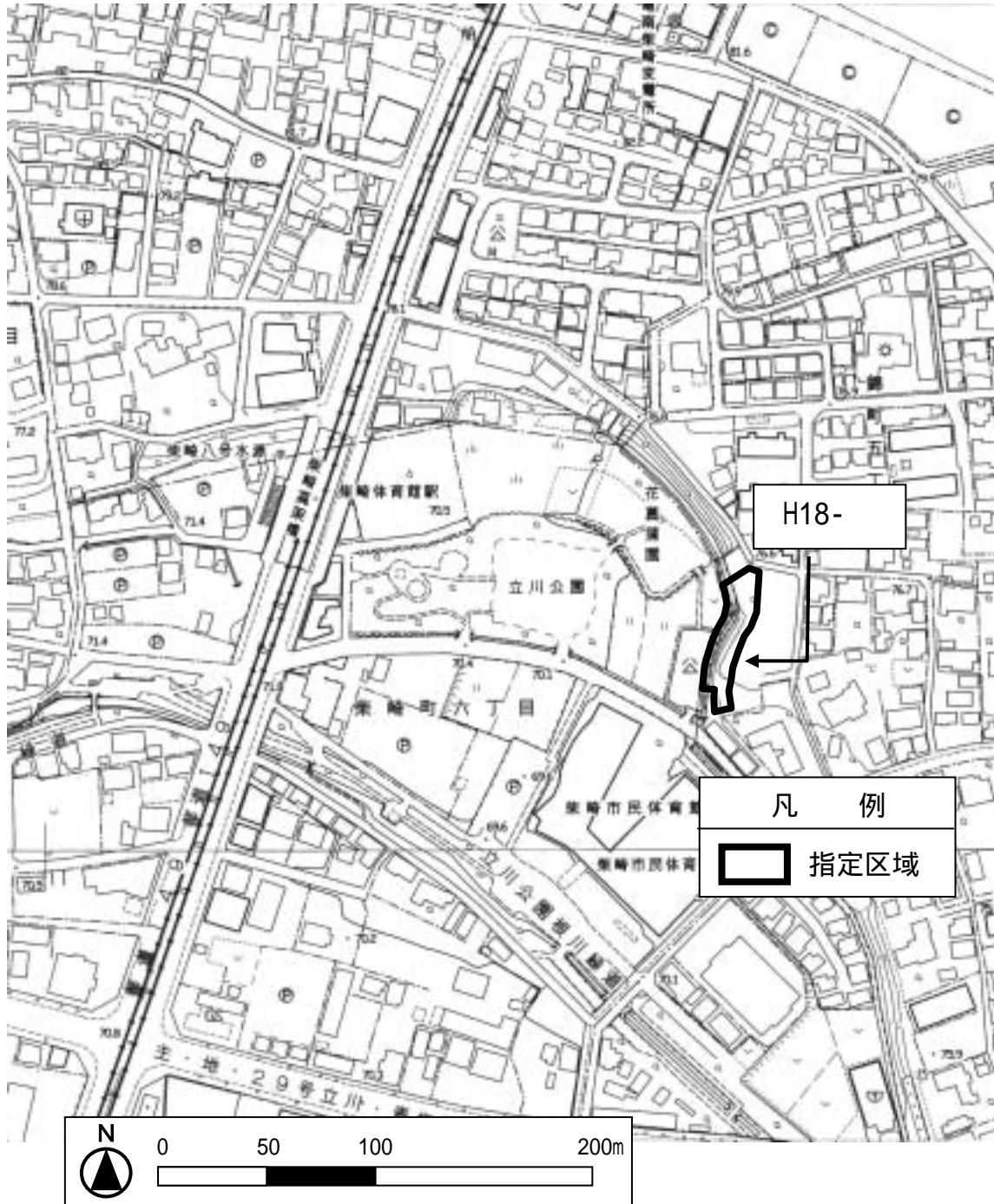
東京都と地元市が連携し、隣接する立川公園と一体となった自然として管理及び活用を行っていく。

東京都や地元市が主催する自然観察会の場として活用を図るほか、自然を損なわない範囲で一般の活用を認める。

別表

H18 - 立川市錦町5丁目130番1及び131番2

別図 立川崖線緑地保全地域 区域図



この地図は、東京都縮尺2,500分の1の地形図を使用して作成したものである(承認番号18都市基交第9号)。